

手続きチェックシート 離婚される方へ

離婚届に伴う手続きはお済みですか？

上京区役所(令和6年4月1日現在)

※各種手続きの際には、本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)の提示が必要な場合があります。

※代理人の場合は委任状が必要となる場合がありますので、窓口へお問い合わせください。

注) 手続きの種類によりマイナンバーが必要となる場合がありますので、窓口でご確認ください。

項目	チェック欄	手続き・対象	必要なもの	担当課 (窓口番号)
離婚届 (婚姻中の本籍地が夫又は妻の住所地のいずれかに届け出てください。) (時間外は1階、宿直窓口で受け付けます)		<ul style="list-style-type: none"> 離婚届(協議離婚の場合は、成人の証人2名の署名が必要) 窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証・パスポート等) *調停離婚等、他の書類が必要な場合がありますので、窓口へお問い合わせください。 (時間外は1階、宿直窓口で受け付けます) 		市民窓口課 1階④ ☎441 -5056

*以下の項目について、該当される方は各窓口にて手続きが必要です。

住所異動届		離婚届は戸籍の(異動)届出ですので、住所を変更する方は、転入・転出の手続きが必要です。		市民窓口課 1階③ ☎441 -5057
印鑑登録		姓が変わる方で、印影の姓と異なる場合は抹消されます。印鑑登録証(カード)は返却するか、ご自分で処分してください。		
マイナンバーカード又は住民基本台帳カード		姓が変わる方は、新氏名を記入するため、手続きが必要です。		
公的個人認証(電子証明書)		姓が変わる方は、自動的に失効します。		
国民健康保険		離婚により新たに国民健康保険に加入する方、又は脱退する方がおられる場合等に手続きが必要です。 (職場の健康保険に加入している方や、同業者による国保組合の組合員の方は、各保険の窓口へお問い合わせください。)	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類 国民健康保険証等 (他の保険から変更の場合は、資格喪失証明書) 	保険年金課 1階⑤ ☎441 -5130
国民年金		離婚に伴い、厚生年金や共済年金に加入している配偶者の被扶養者(第3号被保険者)でなくなる場合は、手続きが必要です(マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータル」から電子申請も可能です。) ※加入されている方(第1号被保険者)は原則、手続きは不要です。 ※厚生年金や共済年金に加入されている方は勤務先へお問合せください。 ※離婚分割については、上京年金事務所にお問合せください。	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳又は基礎年金番号通知書等 第3号資格喪失証明書や離婚を証する書類(受理証明書)等 	保険年金課 1階⑦ ☎441 -5138
		受給されている方は、年金の種類によって手続きが必要になる場合があります。 (共済年金を受給されている方は共済組合へお問合せください。)	<ul style="list-style-type: none"> 年金証書等 	
介護保険		65歳以上の方で姓が変わる場合	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証 負担割合証(お持ちの方) 各種減額証(お持ちの方) 	健康長寿推進課 2階⑤ ☎441 -5106
		40歳以上で要介護認定を受けており、姓が変わる方		
老人医療		老人医療費の支給を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 福祉医療受給者証(老) 	

項目	チェック欄	手続き・対象	必要なもの	担当課 (窓口番号)
児童手当 ※公務員の方は勤務先で ※マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請(マイポータル「びったりサービス」での申請)も可能です。		受給者の姓が変わる方 受給者が替わる方 ※児童手当、子ども医療の受付は(市役所子ども家庭支援課分室 ☎251-1123)にて行っていますが、区役所でも申請書等を提出していただけます。	【受給者の姓が変わる方】 ・新姓の普通預金通帳 【受給者が替わる方】 旧受給者 本人の届が必要で 新受給者 ・本人の健康保険証 ・本人の普通預金通帳	子どもはぐくみ室 3階㉔ ☎441-5119
子ども医療		姓又は加入健康保険が変わる方	・子ども医療費受給者証 ・お子さんの健康保険証	
ひとり親家庭等医療		受給資格が新たに生じる方	・健康保険証 ・戸籍謄本、離婚届受理証明書など ※詳細はお問い合わせください。	
自立支援医療 (育成医療)		姓又は加入健康保険が変わる方	・健康保険証 ・受給者証	
小児慢性特定 疾病医療費助成制度		姓又は加入健康保険が変わる方	・健康保険証 ・受給者証	
児童扶養手当		受給資格が新たに生じる方	詳細はお問い合わせください。	
保育所等		保育所等の利用に係る支給認定を受けている方	詳細はお問い合わせください。	
幼稚園 認可外保育施設等		幼稚園等の利用に係る支給認定を受けている方	詳細はお問い合わせください。	
特別児童扶養手当		受給資格に変更がなく、姓だけ変わる方 又は受給者が変わる方	・特別児童扶養手当証書 ※詳細はお問い合わせください。	障害保健福祉課 3階㉕ ☎441-5121
特別障害者手当 障害児福祉手当		姓が変わる方	・本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)	
重度心身障害者医療		姓が変わる方	・健康保険証 ・福祉医療費受給者証(障)	
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		姓が変わる方	・写真(㍻4cm×㍻3cm) ・手帳	
障害福祉サービス		障害福祉サービスを利用している方	・受給者証	
自立支援医療 (更生医療)		姓又は加入健康保険が変わる方	・健康保険証 ・受給者証	
自立支援医療 (精神通院)		姓又は加入健康保険が変わる方	・健康保険証 ・受給者証	
特定医療費 (指定難病)助成		姓又は加入健康保険が変わる方	・健康保険証 ・受給者証	
飼犬の登録変更 ※30日以内		生後91日以上犬を飼っている方で、飼主の姓や住所が変わる場合	・犬の登録事項変更届	医療衛生コーナー 3階㉖ ☎366-3748
肝炎治療助成		肝炎治療受給者証の交付を受けている方で、姓が変わる方	・肝炎治療受給者証 ・姓変更が分かる書類等(免許証等) ・印鑑	健康長寿推進課 2階㉗ ☎441-2872
被爆者健康手帳		被爆者健康手帳の交付を受けている方で、姓が変わる方	・被爆者健康手帳 ・戸籍抄本 ・手当証書(手当受給者のみ)	

お問い合わせ

【開庁時間:月～金(土・日・祝・年末年始除く) 9時～17時】

上京区役所

〒602-8511
京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地

(代表)

☎441-0111

※ 市政情報総合案内コールセンター「京都 いつでもコール」

・「京都いつでもコール」は、市政の手続きや制度、イベント、施設などに関するお問い合わせに答えするサービスです。いつでも、お気軽にお問い合わせください。

【時間】 年中無休 朝8時～夜9時
【電話】 075-661-3755
【FAX】 075-661-5855

【パソコン・携帯電話】<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000281210.html>

* 2次元コード読み取りの携帯電話をお持ちの方は、右のコードからアクセスできます。



携帯電話